

(公社) 日本農業法人協会会員の皆さまへ

食品あんしん制度のご案内

「食の安全」に対する消費者意識の高まり等の中で、食品に関わるリコールが多く発生しております。

また、2015年4月食品表示法の施行以降は、従来の異物混入によるリコールだけでなく、ラベル誤表記等の表示不適切によるリコールが増加しております。

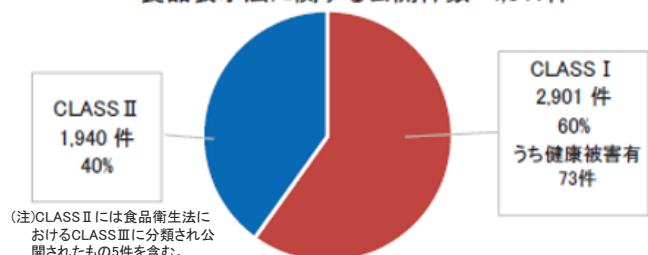
そのような状況を踏まえ、日本農業法人協会の「食品あんしん制度」は、2021年度より加工品の補償内容を拡充しております。是非ご加入を検討ください。

リコール事故が頻発している状況をご存じですか？

リコール事故は多数発生しています。

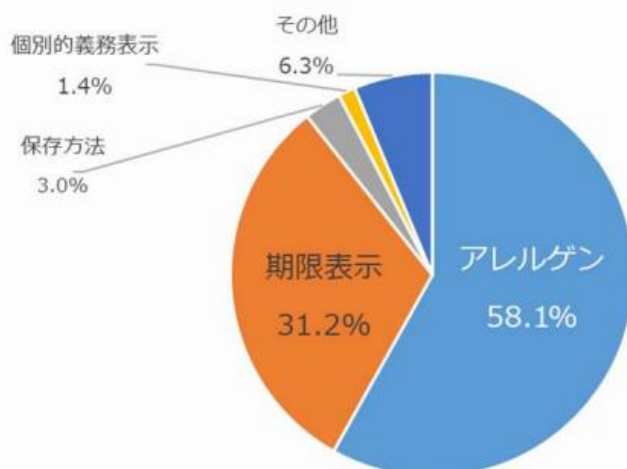
食品表示法に基づく自主回収の回収理由

食品表示法に関する公開件数 4,841件



CLASS I：喫食により直ちに消費者の生命または身体に対する危害の発生の可能性が高いもの
CLASS II：喫食により直ちに消費者の生命または身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの

回収の理由	詳細	件数
食品表示法違反	6条8項布令に該当(特定原材料、保存の方法、期限表示等)するものの違反	4,118
食品表示法違反のおそれ	アレルギー表示について、特定原材料に準ずるものの違反	469
その他(食品表示法)	上記以外の違反	254



出典：消費者庁『食品表示法に基づく自主回収の届出状況
(運用開始(令和3年6月1日)～令和6年3月末時点)』より

信用失墜・リコール倒産の可能性も！！

事故例

- 製造した食品に異物が混入し、身体障害発生のおそれがあることが小売店で発覚。当該生産物の回収を行うために新聞への社告費用や回収輸送費が発生した。
- 製造した特定の食品に毒物を混入すると脅迫状が届いた。当該生産物の回収を行うために新聞への社告費用や回収の輸送費用が発生した。
- 製造した加工食品について、食品表示法に規定する表示義務項目であるアレルギー物質「大豆」について紙箱容器に表示が欠落していたことが発覚。当該生産物の回収を行うために新聞への社告費用や回収の輸送費用が発生した。

【参考】

新聞社告費用の一例
社告(19cm×6.9cm)に係る費用
全国紙 約360万円
地方紙 約60万円



⇒ 早期公表・回収が重要！！
⇒ でも回収費用等は高額！！

経営判断
どうする？

補償内容について

保険種類と補償内容

事故事例

生産物賠償責任保険（未加工農産物・加工食品向け）

身体障害の発生による賠償責任

被保険者が販売した食品が傷んでおり、消費者が食中毒を起こし、消費者から損害賠償請求を受けた。

身体障害の発生による販売店への賠償責任

被保険者が外食事業者から委託を受けたカット野菜に異物が混入していたため、消費者に身体障害を発生させ、外食事業者が被った収益減少に対し損害賠償請求を受けた。

食品リコール保険（加工食品向け）

第三者による異物混入の発生または
脅迫による利益損害・回収等費用

・被保険者の製造した食品に異物混入された形跡が小売店で発覚。被保険者は該当生産物の生産を停止し、これによる利益損害が発生した。
・被保険者の製造した特定の食品に毒物を混入するとの脅迫状が被保険者宛に届いた。該当生産物の回収を行うために新聞への社告費用や回収の輸送費用が発生した。

財物損壊（おそれ含む）の発生による
利益損害・回収等費用

・無農薬食品を扱うメーカーに対し、被保険者が販売した農産物に農薬を使用した農産物が混入していたことが発覚。当該生産物の生産を停止し、これにより被保険者に利益損害が発生した。
・無農薬食品を扱うメーカーに対し、被保険者が販売した農産物に農薬を使用した農産物が混入していたことが発覚。安全性に問題はなかったものの、食品メーカーの販売した食品の回収を行うために新聞への社告費用や回収の輸送費用が発生した。

食品表示記載もれによる在庫品廃棄費用

食品のラベルにアレルギーの記載が漏れていることが判明し、加工場の同じラインで製造された食品を回収し、回収物と同一の在庫品を廃棄する際の費用が発生した。

法令違反による利益損害・回収等費用

被保険者が製造した加工食品について、食品表示法に規定する表示義務項目が脱漏していたことが発覚。安全性に問題はなかったものの、回収を行うために新聞への社告費用や回収の輸送費用が発生した。

品質費用保険（未加工農産物向け）

未加工農産物の回収費用

出荷した野菜の一部から、食品衛生法の基準値を超えた残留農薬が検出され、保健所より回収命令が出され、回収費用が発生した。

商品の信頼度を回復させるための広告宣伝費用

食品衛生法の基準値を超える残留農薬が検出された事故が発生したことにより、マスコミ対応が必要となった。安全性に関する信頼を回復させるため、新聞等のマスコミへの広告宣伝費用が発生した。

紹介企業（例）： ヤマト運輸

※上記標章は、ヤマトホールディングス株式会社の登録商標です。

概要

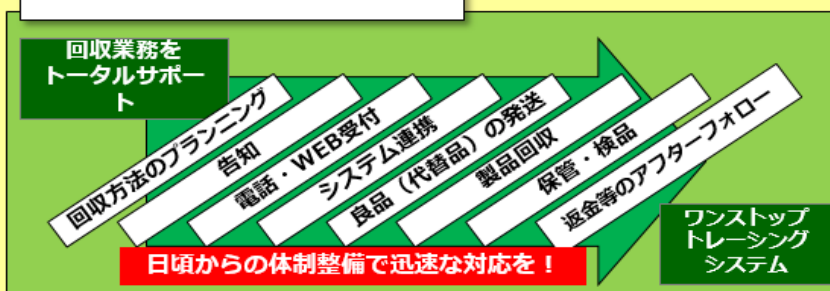
- ヤマト運輸は宅急便の輸送網を活用し、事業者様のリコール業務のサポートを行っています。
- ヤマトグループはこれまでに業種を問わず、**200件以上のリコール対応**を行っています。
- 経験、専門知識を一定以上保持した**リコール業務担当者**がご相談にお応えします。
- 経済産業省より「製品安全対策優良企業表彰特別賞」を受賞（平成26、27、28、30年度）しています。

サービス紹介（リコールサポートサービス）

①日頃からのリコール事故対策（体制整備）

②事故発生時のリコール対応

リコールサポートサービスの概要



主な対応業務

- ヤマト運輸は、ご依頼主様に代わり、リコール（回収）業務を行います。
 - 日頃からの**体制整備に関する、事故対応へのご相談**をお受けいたします。
 - **各種リコール事故に対して適切な回収プランで対応する「リコールサポートサービス」**をご提供します。
- ※各種ご契約にかかる費用につきましては、当事者様のご負担になります。

注意

- このご案内は「日本農業法人協会 食品あんしん制度」の概要をご説明したものです。
- ご契約の際には、必ず「事務のしおり」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- 生産物賠償責任保険（未加工農産物・加工食品向け）については他の保険契約で加入している場合を除き原則加入必須となっております。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8603 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

取扱代理店：株式会社 農林水産広報センター

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5 K Sビル4F

TEL:03-6380-8955 FAX:03-3239-7344